

電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続を受けた電気料金の特別措置の概要

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続が決定したことを受け、電気料金の特別措置を継続することとし、2023年9月20日に経済産業大臣の認可を受けました。

特別措置の継続により、2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分※）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1 kWhにつき、低圧でご契約のお客さまは3.5円（税込み）を、高圧でご契約のお客さまは1.8円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

なお、本特別措置の適用にあたり、お客さまによるお手続きは不要です。

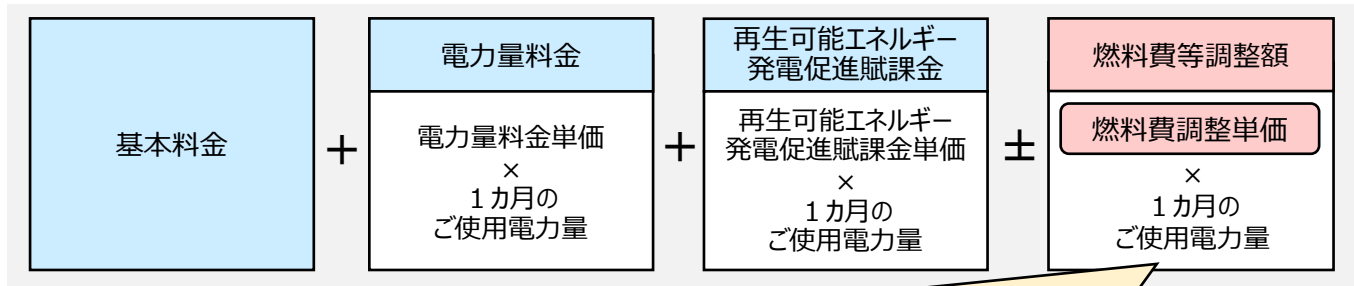
※高圧のうち検針日（計量日）が毎月初日のお客さまについては、2023年11月使用分から2024年1月使用分。

1. 電気料金のご負担軽減イメージ

ご使用電力量に応じて以下の通り値引きし、電気料金のご負担を軽減いたします。



一般的な電気料金の計算方法



本特別措置の適用期間中、「1kWhあたり、低圧は3.5円、高圧は1.8円を差し引いて」算定いたします。

2. モデル料金への影響（税込み）

特別措置の継続により、2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分）について、家庭用のモデル料金（従量電灯B・30A・260kWh）においては、電気料金から毎月910円の値引き（国のモデルケース（使用電力量400kWh/月）においては、毎月1,400円の値引き）を行います。

（単位：円）

	2023年11月分から2024年1月分 (2023年10月使用分から12月使用分)
電気料金	9,778
軽減措置後 (ご請求金額)	8,868
値引き額	(910)

※上記は従量電灯 B (30A、260kWh)の料金ご負担イメージです（月々のご使用量の変動は反映しておりません）。
※上記料金には、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含んでおりません。

(参考) 対象となる料金プランおよび軽減単価

本特別措置により、低圧または高圧でご契約のお客さまの2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、下表の軽減単価を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。（特別高圧でご契約のお客さまは本特別措置の対象外となります。）

【低 圧】

対 象		2023年11月分から2024年1月分 (2023年10月使用分から12月使用分)	
従量制供給		3円50銭	
公衆定額路電灯A	電灯	10Wまで	13円59銭
		20Wまで	27円19銭
		40Wまで	54円38銭
		60Wまで	81円56銭
		100Wまで	135円94銭
		100W超過 100Wまでごとに	135円94銭
	小型機器	50VAまでの機器	40円60銭
		100VAまでの機器	81円21銭
		100VA超過 100VAまでごとに	81円21銭
臨時電灯A	50VAまで	1円10銭	
	100VAまで	2円19銭	
	100VA超過500VAまでの100VAまでごと	2円19銭	
	500VA超過 1kVAまで	21円91銭	
	1kVA超過3kVAまでの1kVAごと	21円91銭	
臨時電力	0.5kW	11円52銭	
	1kWごと	23円03銭	
農事用電力B (育苗温床用電力)	0.5kW	20円73銭	
	1kWごと	41円45銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kW	5円76銭	
	1kW	11円51銭	
	2kW	23円03銭	
	3kW	34円54銭	
	3kW超過 1kWごと	11円51銭	
深夜電力A		350円00銭	

【高 圧】

対 象	2023年11月分から2024年1月分 (2023年10月使用分から12月使用分※)
従量制供給	1円80銭

※高圧のうち検針日（計量日）が毎月初日のお客さまについては、2023年11月使用分から2024年1月使用分。

【参 考】

従量電灯Bで2023年11月分の燃料費等調整単価
 差し引き例：（離島ユニバーサルサービス調整単価を含む）が▲6円12銭の場合
 ▲6円12銭 - 3円50銭 = ▲9円62銭

※市場連動型メニューは燃料費調整を行わないため、軽減単価と使用量実績によって算定された金額を減算することにより電気料金を算定いたします。